

／全国一斉！／

法務局 休日 相談所

日常生活の様々な
心配ごと、困りごと・・・

土地・建物の相続の登記や抵当権の抹消の登記に関するご相談

会社・法人の設立の登記や役員の変更の登記に関するご相談

隣地との筆界に関するご相談

いじめなどの人権問題に関するご相談

地代・家賃の供託に関するご相談

無戸籍でお困りの方に関するご相談

開催日時

平成30年

10月7日(日)

(午前10時から午後3時まで)

会場

松山地方法務局 6階共用会議室

(松山市宮田町188-6)

予約・お問い合わせ先

松山地方法務局総務課 (089-932-0888)

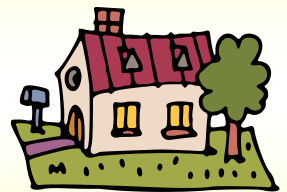
※ 自動音声でご案内しますので、最初に3番を、引き続きご案内
しますので、3番を操作してください。

受付期間：平成30年9月10日(月)から10月5日(金)

午前9時から午後5時(土・日・祝日を除く)

「相続登記」を放置していませんか？

相続が2回以上重なると
登記手続きがますます難しくなります。



このほか、遺言、後見など
公正証書に関するご相談を
お受けする相談所もあります。

法務局職員等が

ご相談を
お受けします！

<秘密厳守>

ご相談は
無料です！

ご相談は
予約制です！



人権イメージキャラクタ



人KENあゆみちゃん